

障害福祉課における豊中市後援名義使用承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、団体等が実施する障害者理解等に関する事業に対し、豊中市（以下「市」という。）の後援名義の使用を承認することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、第4条に規定する申込適格を有する団体が主催する事業で第5条に規定する基準を満たすものに対して、団体の申込みに基づき、市が金銭的支出や場所的優遇を伴わず「豊中市」の名義の使用を承認することにより、事業等の趣旨に賛同し奨励の意を表することをいう。

(申込み)

第3条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体は、後援名義使用承認申込書（様式第1号）及び事業予算書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、申し込まなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 事業の実施要項等
- (2) 主催者の定款、規約又は会則など主催者の存在及び活動実績を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(後援等の申込適格)

第4条 後援名義の使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとする者に限り、申し込むことができる。

- (1) 事業所、活動拠点が豊中市内にある団体が主催する事業
- (2) 当該申込事業を豊中市内で行う団体で、かつ3年以上の活動実績がある事業
- (3) (1) (2)以外で団体の構成員等の過半数が豊中市民である団体で、かつ3年以上の運営実績がある事業
- (4) 売名、興行または営利を目的としない団体が行う事業（ただし営利団体であってもその事業に公共性が認められ、営利を主たる目的としないものである場合を含む。）

(承認基準)

第5条 後援名義の使用を承認することができる事業は、次の各号に掲げる基準を満たすと認めたものとする。

- (1) 障害者理解を促進する事業であること。
- (2) 多くの市民の参加を求めるものであること（参加者が少人数又は限られた範囲の小規模な行事は除く。）。
- (3) 公序良俗に反しない事業であること。
- (4) 特定の政治団体もしくは宗教団体が主催する事業でないこと。
- (5) 選挙等に関連する売名行為でないと認められるものであること。
- (6) 後援等の名義を利用し、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがないと認められるものであること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるものではないこと。
- (8) その他市長が特に不相当と認めたものでないこと。

（承認等）

第6条 市長がこの要綱に基づき承認をする場合には、後援名義使用承認通知書（様式第3号）により必要な条件を付する。ただし、市長が承認後、必要な条件以外に特に必要と認めて指示する事項は遵守することとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、承認を行わないと決定した場合は、その旨を後援名義使用不承認通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

3 事業の実施にあたって生じた事故、災害等については、すべて主催者（申込者）の責任において処理することとする。

（使用期間）

第7条 後援名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了日までとする。

（報告）

第8条 後援名義の使用承認を受けたものは、事業終了後1カ月以内に、後援名義使用承認事業実施報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、市長が特に必要を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 開催要項
- (2) 事業の収支決算書
- (3) 後援名義を使用した印刷物等

(後援等の承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の承認を取消することができる。

- (1) 第4条の規定による申込内容が虚偽の場合
- (2) 第5条に規定する後援名義の使用承認に付された条件に違反した場合
- (3) その他市長が著しく不相当と判断した場合

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月8日から実施する。
- 2 後援等の名義使用承認に関する内規は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から実施する。

後援名義使用承認申込書

年 月 日

豊中市長 宛

申込者 団体等所在地 〒

団体等名称

代表者氏名

下記事業を実施するにあたり、豊中市の後援名義の使用を承認してください。

事業名称	
事業概要	
目的	
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
名義の使用期間	承認された日から当該事業終了日までとする
事業の実施場所	
名義使用方法	チラシ等印刷物・その他（ ）
他の名義使用申込先	
備考	
連絡先	担当者名： 電話番号： 住所：〒

※豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

※役員名簿の提出を求めることがあります。

承認申込書の「事業概要」等については、「別紙参照」と記載の上、貴団体で使用されている企画書等を添付することも可能です。申込書、予算書に加え、下記の資料を添付の上、ご提出ください。

①貴団体の会則・定款

②貴団体の日頃の活動が分かる資料

(チラシやリーフレット、ホームページのURL等、貴団体がこれまで作成されたもの)

(様式第2号)

予 算 書

年 月 日

団 体 名

	項 目	金 額	内 訳
収 入			
	収 入 合 計		
支 出			
	支 出 合 計		

豊中市後援名義使用承認書

申込者 団体等所在地 〒

年 (年) 月 日 号

団体等名称
代表者氏名

豊中市長

下記のとおり、豊中市後援名義使用を承認する。

記

事業名称	
事業概要	
目的	
名義の使用期間	自 年 (年) 月 日 至 年 (年) 月 日
事業の実施場所	
後援名義使用方法	
備考	

承認条件

- 1 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- 2 営利を目的としないこと。
- 3 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- 4 事業の実施にあたって生じた事故災害等については、すべて主催者（申込者）責任において処理すること。
- 5 その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。

注 ・豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。
・役員名簿の提出を求めることがあります。

豊中市後援名義使用不承認書

年 (年) 月 号
日

申込者 団体等所在地 〒

団体等名称
代表者氏名

豊中市長

下記の事業について、障害福祉課における豊中市後援名義使用承認に関する要綱に規定する基準を満たさないと判断したため、豊中市後援名義使用を不承認とする。

記

事業名称	
不承認理由	

豊中市長 宛

団体等所在地 〒

団体等名称
代表者氏名

後援名義使用承認事業実施報告書

貴市の後援承認を得て開催いたしました事業の実施結果を、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業名称：

2. 事業実施期間：

3. 事業実施場所：

4. 参加人数：

人
5. 事業効果：

なお、承認時に指定を受けた条件については、すべて遵守しましたことをここに報告します。

*開催要項、事業等の収支決算書、プログラム・ポスター・チラシ等の印刷物も併せて提出ください。

(参考)使用承認条件(豊中市後援名義使用承認書より)

- 1 事業の実施にあたっては、政治的、宗教的活動に類する行為は行わないこと。
- 2 営利を目的としないこと。
- 3 名義を印刷したすべての印刷物の一部を参考資料として市長に提出すること。
- 4 事業の実施にあたって生じた事故災害等については、すべて主催者（申込者）責任において処理すること。
- 5 その他市長が特に必要と認めて指示する事項を遵守すること。承認した事業の内容を大きく変更して実施しないこと。